

令和3年12月27日

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の一部開示決定に関する審査請求について（答申）

令和3年9月28日付け高市民第246号により諮問のあった事案について、次のとおり
答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却する。

2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人が、高松市個人情報保護条例（平成10年条例第7号。以下「条例」という。）
に基づき高松市長（以下「実施機関」という。）に開示請求した、令和3年7月27日高市
民第162号決定（以下「第162号決定」という。）及び令和3年8月10日高市民第1
85号決定（以下「第185号決定」という。）に係る保有個人情報の内容並びに本件審査
請求の経緯は、次のとおりである。

（1）第162号決定の開示請求に係る保有個人情報の内容

令和3年6月24日に、私の戸籍謄抄本等がとられた事が解る文章

（2）第185号決定の開示請求に係る保有個人情報の内容

戸籍の附票の写しがとられた事が解かるもの 令和3年7月6日付

（3）本件審査請求の経緯

令和 3年 7月20日 : 実施機関が審査請求人から第162号決定に関する開示請
求に係る保有個人情報開示請求書を受付

令和 3年 7月27日 : 実施機関が第162号決定に関する保有個人情報一部開示
を決定

令和 3 年 8 月 3 日 : 実施機関が審査請求人から第 185 号決定に関する開示請求に係る保有個人情報開示請求書を受付

令和 3 年 8 月 10 日 : 実施機関が第 185 号決定に関する保有個人情報一部開示を決定

令和 3 年 8 月 24 日 : 実施機関が審査請求人からの審査請求書を受付

令和 3 年 9 月 6 日 : 実施機関が審査請求人に対して弁明書を送付

令和 3 年 9 月 24 日 : 実施機関が審査請求人から反論書を受付

令和 3 年 10 月 13 日 : 実施機関が審査請求人から反論書の一部取り下げ書を受付

3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求における審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 趣旨

第 162 号決定について、事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的の開示を求める。

第 185 号決定について、利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称の開示を求める。

(2) 理由

誰が何の目的で私の情報を取得したのか不気味であり憤りを感じる為。

4 実施機関が一部開示とした理由

- (1) 本件第 162 号決定に関して、審査請求人が開示を主張する「事件の種類及び代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」は、依頼者が戸籍謄抄本等を請求した弁護士に対して依頼した内容が記載されており、当該部分を開示してしまうと、その依頼内容から依頼人が特定されてしまうおそれがあり、条例第 18 条第 2 号で規定された「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することから、当該条文に基づき不開示が適当であると考え。また、依頼内容に関する情報は、通常、弁護士が外部に対して秘することを前提として依頼人から入手しているものであり、当該情報を公にしてしまうと、弁護士の社会的信用を低下させるおそれがあること、争訟その他の弁護士の事業に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 18 条

第3号で規定された「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するものであり、当該条文に基づき不開示が適当であるとする。

(2) 本件第185号決定に関して、審査請求人が開示を主張する「利用目的の内容及び業務の種類」については、依頼者が戸籍謄抄本等を請求した弁護士に対して依頼した内容が記載されており、当該部分を開示してしまうと、その依頼内容から依頼人が特定されてしまうおそれがあり、条例第18条第2号で規定された「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することから、当該条文に基づき不開示が適当であるとする。また、審査請求人が開示を主張する「依頼者の氏名又は名称」についても、上記条文の規定に該当し、不開示が適当であるとする。また、依頼内容に関する情報は、通常、弁護士が外部に対して秘することを前提として依頼人から入手しているものであり、当該情報を公にしてしまうと、弁護士の社会的信用を低下させるおそれがあること、争訟その他の弁護士の事業に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第18条第3号で規定された「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するものであり、当該条文に基づき不開示が適当であるとする。

以上のことから、審査請求人が開示を求めた部分を不開示とし、請求を受けた保有個人情報について、一部開示とした決定は適当なものであるとする。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する一部開示の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び「利用目的の内容及び業務の種類」について

不開示とされたもののうち、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び「利用目的の内容及び業務の種類」は、弁護士が受けた依頼の概要を示すものが記載されている。そして、当該情報から依頼人の身分並びに依頼を行うに至った

動機及び事情に関する情報を読み取ることができる。さらに、当該情報は、請求の日時、証明書等の種類、証明書等を取得された者の状況等、その他の別の情報を組み合わせることにより、相当程度容易に依頼人を識別できるものと言える。

また、当該依頼に関する情報は、弁護士が守秘義務の下で依頼人から収集した情報である。当該情報が開示されると、本件職務上請求の事案に関する業務に対して、開示請求者その他の第三者が当該事業に対して阻害する行動をとる等、弁護士の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報又は当該情報とその他情報を照合することで特定の個人を識別できるものであること、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第18条第2号及び第3号に該当する。

(2) 依頼者の氏名又は名称について

不開示とされたもののうち、「依頼者の氏名又は名称」については、開示請求者以外の氏名が記載されており、特定の個人を識別できるものであること、5-(1)で述べた当該依頼に関する情報でもあることから、条例18条第2号及び第3号に該当する。

(3) 結論

審査請求人が開示を主張する部分については、条例18条第2号又は第3号に該当するものであり、実施機関の主張には理由があるので、本件審査請求を棄却する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 9月28日	諮問書受理
令和 3年11月 4日	実施機関の一部開示の理由の聴取及び争点の審査
令和 3年12月27日	答申